

## 指 定 管 理 者 管 理 運 営 状 況 検 証 調 書 ②

1 施設の概要

施設名	香川県営住宅天神前団地ほか29団地	所在地	高松市亀岡町1番59ほか29箇所
設置目的	健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者等に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため		
規模	鉄筋コンクリート造4階建 1,550.07㎡ほか	設置年月日	昭和25年度～平成16年度

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	香川県建築設計協同組合	指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日
委託業務の内容	①県営住宅及び共同施設の維持修繕・保守管理に関する業務 ②県営住宅の入居者の募集・入居・退去に関する業務 ③家賃及び駐車場使用料等の現金による収納・算定・減額・納入指導等に関する業務 ④各種申請書・届出等の受付及び相談に関する業務 ⑤入居者からの苦情処理等管理運営に関する業務	県からの委託料	平成28年度 496,800千円 平成29年度 490,320千円 平成30年度 490,320千円 令和元年度 499,400千円 令和2年度 499,400千円
導入効果	①経費の削減 指定管理者制度導入前と比べ、年間約2,500万円の節減となっている。  ②施設管理、法令等の遵守等 施設の維持修繕・保守管理が適切に履行されるとともに、建築基準法による定期点検についても適切に行われている。  ③サービス水準の維持・向上 住宅設備の充実等や防災用品の支援などサービス向上に取り組むとともに、入居者の要望・苦情に対して、きめ細かな対応できている。		

3 管理運営方法の見直し等の結果

今後の管理形態	指定管理
理由	①管理運営経費の比較 直営に戻すよりも、指定管理者制度を継続する方が、経費面で有利であると考えられる。  ②事業の実施内容 上記のとおり、管理協定に基づく適切な施設管理が実施され、また、入居者及び応募者に対して、適切にサービスを提供する運営がなされている。  ①及び②から、今後も引き続き指定管理者制度を継続する。

指定管理者制度を更新する場合

選定方法	公募
非公募の場合、その理由	/